

西宮市上下水道局建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2条 工事に係る共同企業体の方式は、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模及び性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(対象工事等)

第3条 共同企業体の対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の土木工事又は建築工事
 - (2) 前号以外のものであっても、特別の事情があり、かつ円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると認められるものについては、この限りでない。
- 2 共同企業体の対象工事であっても、次の各号に掲げる工事は、単独企業と共同企業体の混合による入札ができるものとする。
- (1) 予定価格がおおむね3億円未満の土木工事
 - (2) 予定価格がおおむね5億円未満の建築工事

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。ただし、円滑な施工に支障を生じないと認められるものについては4者までとすることができる。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体のすべての構成員は次の要件を満たすものとする。

- (1) 西宮市上下水道局指名競争入札参加資格を有すること。
- (2) 同一の工事において、単独企業又は他の共同企業体の構成員として入札に参加していないこと。
- (3) その他工事ごとに定める資格を満たすこと。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の組合せは、次によるものとする。

- (1) 市内業者のみで施工可能な場合は、市内業者同士の組合せとする。
 - (2) 市内業者のみでは対応できない工事の場合は、市内業者と市内業者以外の業者の組合せとする。
 - (3) 市内業者では対応できない工事の場合は、市内業者以外の業者同士の組合せとする。
- 2 前項第1号及び第2号において、市内業者の数が不足する場合は、市内業者以外の業者で代替することができるものとする。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

2 当該工事に係る請負契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、契約履行後、局が承認する期間とする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち、請負契約の相手方とならなかった共同企業体は当該工事に係る契約が締結された日をもって解散するものとする。

(出資比率)

第8条 出資比率は、各構成員について、構成員が2者のときは100分の30以上、3者のときは100分の20以上、4者のときは100分の15以上とする。

(代表者)

第9条 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成手続)

第10条 共同企業体の結成手続きは、工事ごとに定める期日までに、特定建設工事共同企業体認定申請書(様式第1号)及び特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)を、局に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項又は特別の事情が発生した場合は、その都度必要な事項を上下水道事業管理者が定めるものとする。

付 則

この要領は、平成20年7月1日から実施する。

付 則(平成21年3月30日決裁水財第254号)

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

様式 [略]